

2. 3 知的財産権訴訟の概況

平成 22 年における知的財産権訴訟の平均審理期間は 14.8 月であり、民事第一審訴訟（全体）（6.8 月）の約 2.2 倍、民事第一審訴訟（過払金等以外）（8.3 月）の約 1.8 倍であるが、平成 13 年の知的財産権訴訟の平均審理期間（18.3 月）より 19.1%（3.5 月）短縮している。

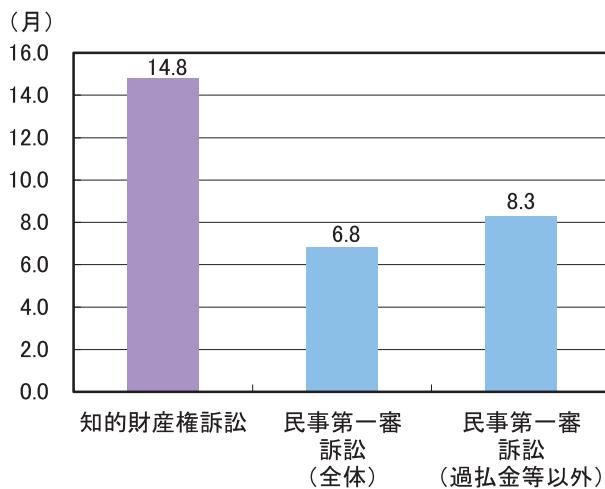
また、知的財産権訴訟は、民事第一審訴訟事件と比べて、判決に占める対席事件の割合（94.9 %）及び当事者双方に訴訟代理人が選任されている割合（76.7%）が極めて高く、平均争点整理期日回数も多くなっている（6.8 回）。

知的財産権訴訟の上訴率は 45.1% であり、民事第一審訴訟（全体）の上訴率の約 2.9 倍である。また、知的財産権訴訟においては、上訴の有無による平均審理期間の差は、民事第一審訴訟事件ほど大きなものではない。

○ 概況

平成 22 年における知的財産権訴訟の平均審理期間は 14.8 月であり、民事第一審訴訟（全体）の平均審理期間（6.8 月）の約 2.2 倍、民事第一審訴訟（過払金等以外）の平均審理期間（8.3 月）の約 1.8 倍となっている（【図 1】、【表 2】）。平成 20 年では 13.1 月。第 3 回報告書概況・資料編 87 頁【図 1】参照）。

**【図 1】 平均審理期間
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟)**



**【表 2】 事件数及び平均審理期間
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟)**

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
事件数	486	227,435	91,541
平均審理期間(月)	14.8	6.8	8.3

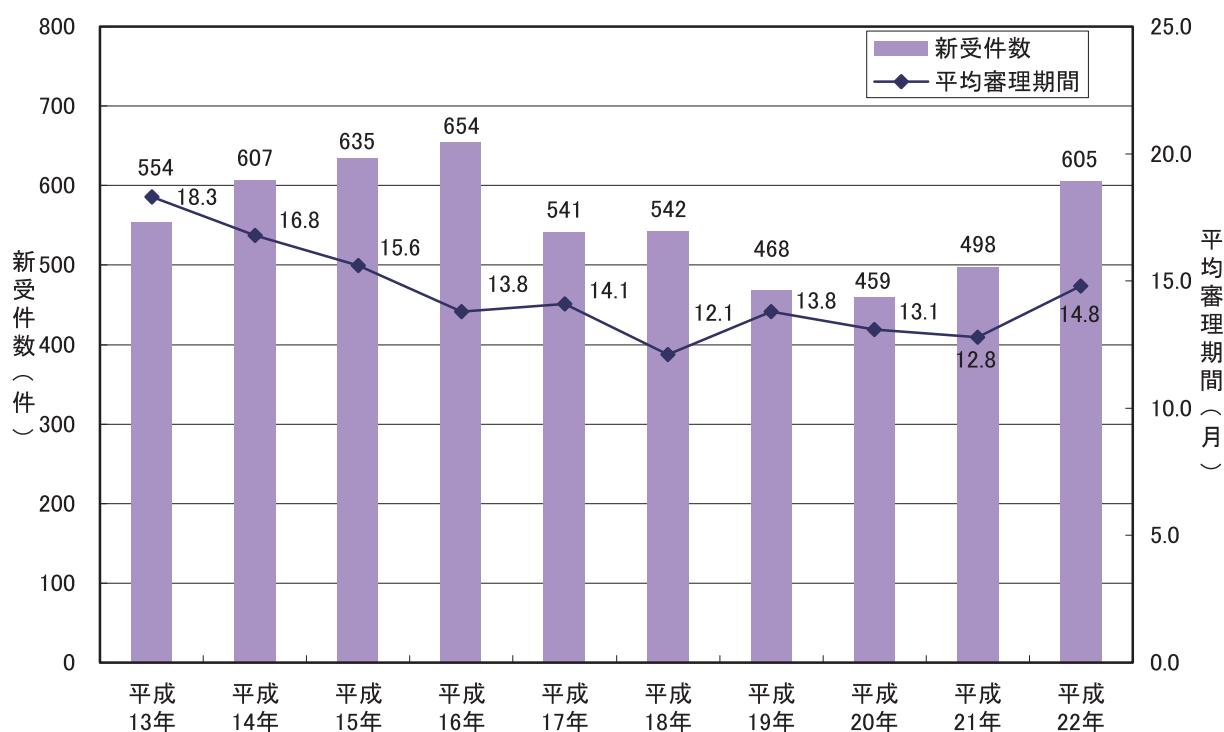
また、知的財産権訴訟では、審理期間が1年超2年以内の事件が最も多く、その割合は37.7%であり、2年を超える事件は14.6%である（【表3】）。

【図4】は、知的財産権訴訟における新受件数と平均審理期間の経年推移を示したものである。これをみると、新受件数については、平成17年以降、減少傾向にあったが、平成21年以降は増加している。平均審理期間については、長期的にみれば、平成12年以前は20月を超えていたところ、平成13年以降、制度面での施策が講じられたこと等により、大幅な審理期間の短縮化が進んでいる。なお、平成22年は平成21年に比べ長期化したが、平成22年の平均審理期間（14.8月）は、平成13年の平均審理期間（18.3月）より19.1%（3.5月）短縮している。

【表3】 審理期間別の事件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
6月以内	127 26.1%	156,101 68.6%	54,541 59.6%
6月超1年以内	105 21.6%	40,722 17.9%	16,625 18.2%
1年超2年以内	183 37.7%	23,110 10.2%	15,062 16.5%
2年超3年以内	50 10.3%	5,374 2.4%	3,775 4.1%
3年超5年以内	20 4.1%	1,859 0.8%	1,342 1.5%
5年を超える	1 0.2%	269 0.1%	196 0.2%

【図4】 新受件数と平均審理期間の推移(知的財産権訴訟)



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

II 民事第一審訴訟事件の概況

【表5】は、終局区分別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、知的財産権訴訟では、判決で終局した事件は40.1%であるところ、民事第一審訴訟事件と比べ、判決で終局した事件に占める対席事件の割合が94.9%と高く（民事第一審訴訟（全体）では72.3%，民事第一審訴訟（過払金等以外）では62.1%），和解の割合が43.6%と高い（民事第一審訴訟（全体）では32.0%，民事第一審訴訟（過払金等以外）では34.0%）といった特徴がみられる。

【表6】は、訴訟代理人別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、知的財産権訴訟のうち76.7%の事件で当事者双方に訴訟代理人が選任されており、この割合は、民事第一審訴訟事件（民事第一審訴訟（全体）では27.8%。民事第一審訴訟（過払金等以外）に限っても40.1%）と比べて、顕著に高くなっている。これは、知的財産権訴訟においては、争点が評価的ないし規範的要件に関するものであることや特許権侵害訴訟等では技術に関する専門的知見が必要となることから、当事者においても、このような知的財産権訴訟の特殊性に対応した専門性が要求されることと関係するのではないかと推測されるが、この点を統計的に実証することは困難である。

【表7】は、平均期日回数及び平均期日間隔を示したものである。これによれば、知的財産権訴訟は、民事第一審訴訟事件と比べ、平均全期日回数が多いこと、これは、主として、平均争点整理期日回数が多いこと(6.8回)による影響が大きいこと、平均期日間隔は逆に短くなっていることが認められる。これと平均審理期間（【図1】）とを併せ考慮すると、知的財産権訴訟の平均審理期間が長期化するのは、審理に当たり、期日間隔が長いためではなく、争点整理期日の回数を要するためであることがうかがわれる。

【表6】訴訟代理人別の事件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
双方に訴訟代理人	373 76.7%	63,144 27.8%	36,734 40.1%
原告側のみ訴訟代理人	71 14.6%	102,991 45.3%	33,786 36.9%
被告側のみ訴訟代理人	31 6.4%	8,389 3.7%	3,446 3.8%
本人による	11 2.3%	52,911 23.3%	17,575 19.2%

【表5】終局区分別の事件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
判決	195 40.1%	83,796 36.8%	46,233 50.5%
うち対席 (%は判決に対する割合)	185 94.9%	60,574 72.3%	28,690 62.1%
和解	212 43.6%	72,683 32.0%	31,156 34.0%
取下げ	59 12.1%	64,935 28.6%	11,280 12.3%
それ以外	20 4.1%	6,021 2.6%	2,872 3.1%

【表7】平均期日回数及び平均期日間隔
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
平均全期日回数	8.7	3.5	4.5
平均口頭弁論期日回数	1.8	2.1	2.2
平均争点整理期日回数	6.8	1.5	2.3
平均期日間隔(月)	1.7	1.9	1.8

【表8】は、争点整理手続の実施件数及び実施率を示したものである。これによれば、知的財産権訴訟における争点整理手続の実施率は80.9%であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）の37.0%と比べ、約2.2倍と、顕著に高い。これは、前記した訴訟代理人の選任率が高い点と同様、知的財産権訴訟においては、争点が評価的ないし規範的要件に関するものであること等と関係するのではないかと思われる。

【表9】は、人証調べ実施率及び平均人証数を示したものである。これによれば、平成22年における知的財産権訴訟の人証調べ実施率は19.3%であり、民事第一審訴訟（全体）（10.3%）と比べ、約1.9倍と顕著に高くなっているが、平均人証数及び人証調べを実施した事件の平均人証数はそれぞれ0.6人、2.9人であり、民事第一審訴訟（全体）（それぞれ0.3人、2.8人）より平均人証数は0.3人、人証調べを実施した事件の平均人証数は0.1人高くなっている。

**【表8】争点整理手続の実施件数及び実施率
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟)**

事件の種類		知的財産権訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
争点整理手続	実施件数	393	63,082	33,875
	実施率	80.9%	27.7%	37.0%

**【表9】人証調べ実施率及び平均人証数
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟)**

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
人証調べ実施率	19.3%	10.3%	18.7%
平均人証数	0.6	0.3	0.5
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.9	2.8	2.7

○ 人証調べに関する状況

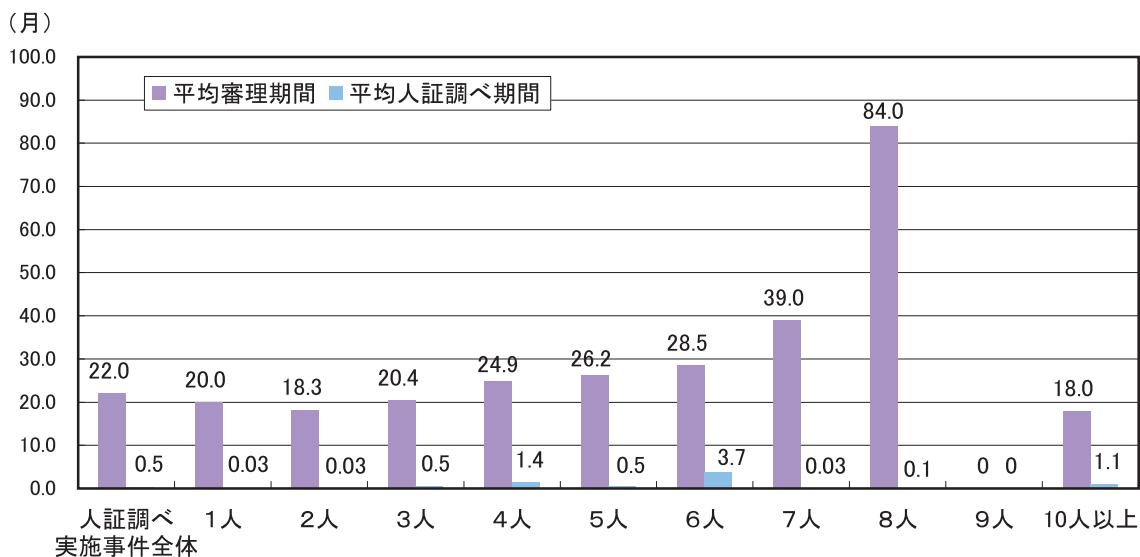
第3回報告書概況・資料編90頁で指摘したとおり、知的財産権訴訟では、おむね集中証拠調べが行われており、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響は、さほど大きなものではないと考えられるところ、以下、これに関連するデータをみていく。もっとも、第3回報告書概況・資料編90頁でも指摘したとおり、知的財産権訴訟では、人証調べを実施した事件の数は限られている（平成22年の既済事件のうち94件）ため、統計的な価値に限界があることには留意する必要がある。

（人証調べ期間と審理期間等との関係）

【図10】は、人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間を示したものである。これによると、人証調べを実施した知的財産権訴訟の平均審理期間は22.0月であり、知的財産権訴訟全体の平均審理期間（14.8月）より相当長くなっている（なお、人証調べを実施した民事第一審訴訟事件の平均審理期間は19.1月である。前掲1.1.2【表25】参照）。

II 民事第一審訴訟事件の概況

【図10】人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間(知的財産権訴訟)



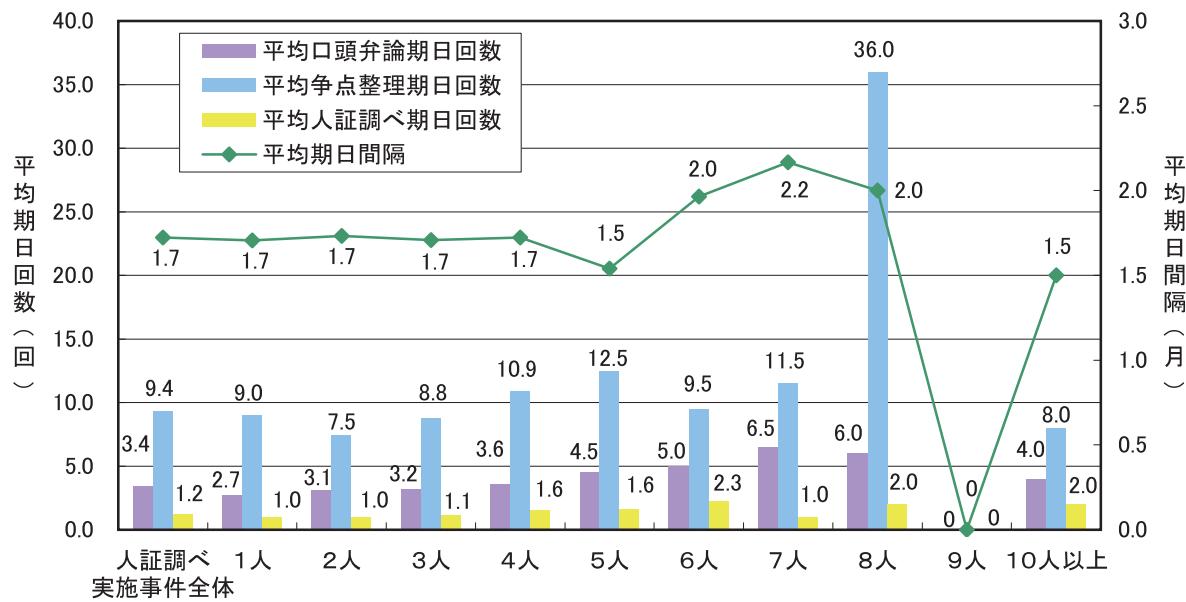
知的財産権訴訟においては、人証調べを実施した事件数が少ないため、個別の事件の特性が各統計データに強く影響を及ぼしていると考えられるものの、人証数10人以上の事件を除き、民事第一審訴訟事件の場合（前掲1.1.2【図27】参照）と同様、おおむね人証数が多い事件ほど、平均審理期間が長いという傾向を見いだすことができる。もっとも、いずれの人証数の事件においても、人証調べ期間の平均審理期間に対する割合は高くないことから、第3回報告書概況・資料編91頁でも指摘したとおり、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響はさほど大きくなないと考えられる。

（人証調べ期日回数と審理期間等との関係）

【図11】は、人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔を示したものである。これによれば、人証調べを実施した知的財産権訴訟の平均全期日回数は12.8回であり、そのうち平均口頭弁論期日回数は3.4回、平均争点整理期日回数は9.4回である。民事第一審訴訟事件の場合（前掲1.1.2【表26】参照）と比べると、知的財産権訴訟の専門性、複雑困難性等から争点整理のために多数の期日を要していることがうかがわれるというのは、第3回報告書概況・資料編91頁と同様である。他方、期日回数のうち、平均人証調べ期日回数は1.2回であり、その平均全期日回数に対する割合は9.4%、平均口頭弁論期日回数に対する割合は35.3%となっている。

なお、【図11】によれば、人証数と平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数及び平均期日間隔との間に、一定の傾向を見いだすことはできない。これは、前掲【図10】の場合と同様、人証調べを実施した事件数が少ないため、個別の事件の特性が各統計データに強く影響を及ぼしたためであると考えられる。

【図11】人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔(知的財産権訴訟)



(集中証拠調べの状況)

以上のとおり、知的財産権訴訟においても、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響はさほど大きくないといえるところ、第3回報告書同様、集中証拠調べに関するデータについてもみておく。

【表12】は、人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合を示したものであり、人証調べを実施した知的財産権訴訟の80.9%（76件）が1回の期日で、97.9%（92件）が2期日以内の期日で、人証調べを終えている。

また、【図11】によれば、平均人証調べ期日回数は、人証数が2人から5人までの事件及び7人の事件で1回以上2回未満、人証数が6人の事件で2.3回、8人及び10人以上の事件で2.0回となっており、1期日で複数の人証を取り調べていることがうかがわれる。

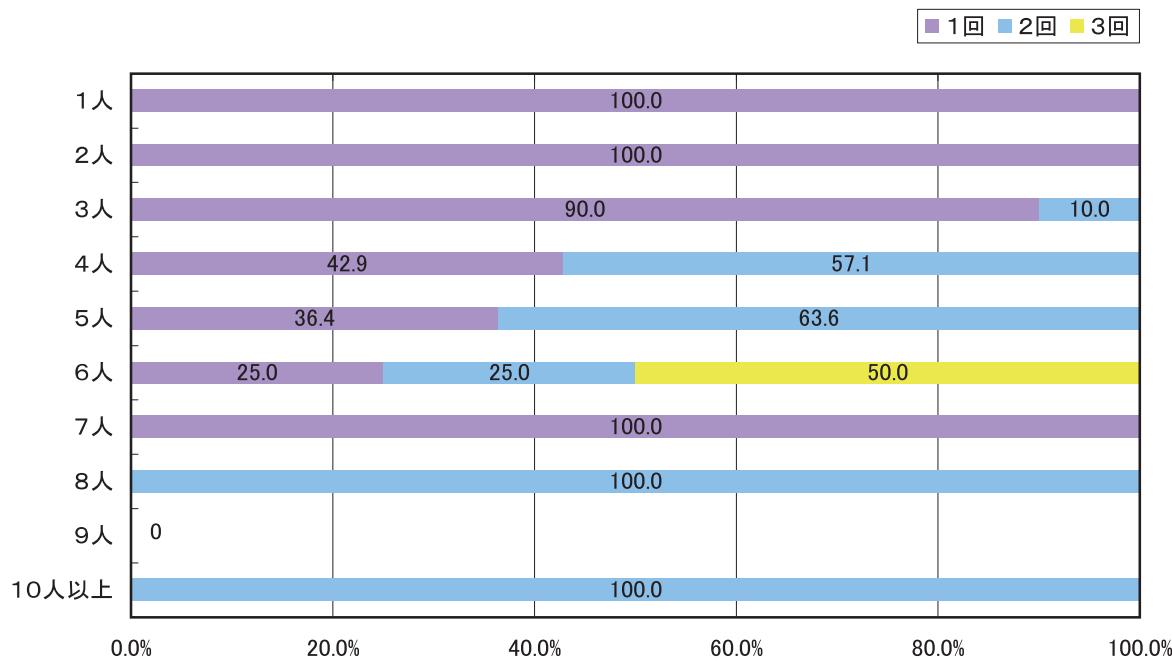
さらに、人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示した【図13】によれば、人証調べを1回の期日で終えた事件の割合は、人証数が1人及び2人の事件では100%、3人の事件では90.0%となっている。また、人証調べを2回以内の期日で終えた事件の割合は、人証数が6人の事件では50.0%となっているほかは、人証数にかかわらず、100%となっている。平成22年の既済事件では、人証調べ実施事件における平均人証数（2.9人。【表9】）が平成20年の既済事件の場合（3.2人。第3回報告書概況・資料編90頁【表9】参照）より減少するとともに、平均人証調べ期日回数（1.2回。【図11】）も短くなっていること（平成20年の既済事件では1.4回。第3回報告書概況・資料編92頁【図11】参照）からすると、平成20年と比べ、証拠調べの集中化についてはおおむね現状維持の状況にあるといえよう。

【表12】人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合(知的財産権訴訟)

人証調べ期日回数	事件数	事件割合
1回	76	80.9%
2回	16	17.0%
3回	2	2.1%
4回以上	—	—
合計	94	100.0%

II 民事第一審訴訟事件の概況

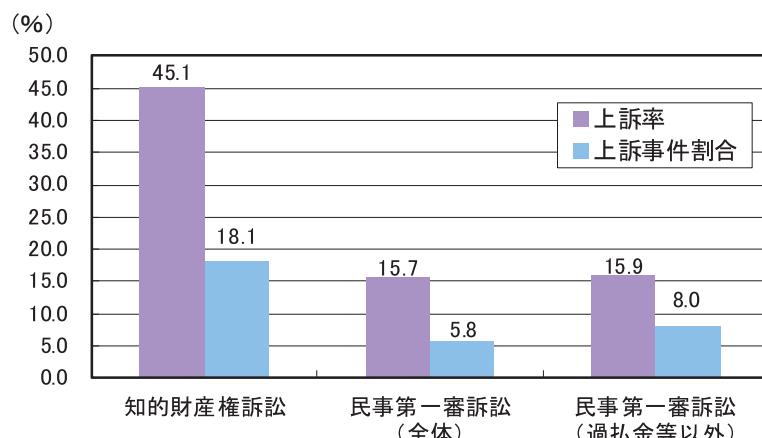
【図13】人証数別の人証調べ期日回数の分布状況(知的財産権訴訟)



○ 上訴に関する状況

【図14】は、上訴率及び上訴事件割合を示したものである。これによれば、知的財産権訴訟の上訴率は45.1%，上訴事件割合は18.1%であり、平成20年(それぞれ41.7%，14.3%)よりやや高くなり、民事第一審訴訟(全体)の各数値(15.7%，5.8%)のそれぞれ約2.9倍、約3.1倍である。これは、第3回報告書概況・資料編93頁でも指摘したとおり、知的財産権訴訟においては、欠席判決や実質的に争いがない事件が民事第一審訴訟事件に比べて少なく、その分、上訴が申し立てられる事件の割合が高いことによるものと考えられる。

【図14】上訴率及び上訴事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟)



【図15】は、知的財産権訴訟のうち判決で終局した事件における上訴の有無別の平均審理期間を示したものである。上訴があった事件の平均審理期間は21.7月、上訴がなかった事件のそれは16.1月であり、上訴の有無による平均審理期間の差は5.6月と、民事第一審訴訟（全体）の場合（8.7月。前掲1.1.2【図38】参照）ほど大きなものではない。これは、前記同様、第3回報告書概況・資料編94頁で指摘したとおり、知的財産権訴訟においては、民事第一審訴訟事件の場合と異なり、実質的な争いがなく短期間で判決に至った事件が少ない上、技術的事項等が争点となる専門性が高い事件が多いことから、第一審においては、上訴がなかった事件においても、上訴があった事件とおおむね同様の審理がされることが多いことによるものと考えられる。

【図15】判決で終局した事件における上訴の有無別の平均審理期間(知的財産権訴訟)

